

発大監第 71 号

平成 31 年 3 月 19 日

大山町長 竹口 大紀様
大山町議会議長 杉谷 洋一様

大山町監査委員 石黒 澄男
大山町監査委員 西山 富三郎

平成 30 年度定例監査の結果について (提出)

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項及び第 7 項並びに大山町監査委員条例第 4 条の規定に基づき、定例監査を実施したので、同法第 199 条第 9 項の規定により、下記のとおりその結果の報告を提出する。

記

第 1. 監査の要領

- 1 監査の種類 平成 30 年度定例監査
- 2 監査の期間 平成 31 年 1 月 22 日 (火)・28 日 (月)・2 月 25 日 (月)
- 3 監査した者 監査委員 石黒澄男 監査委員 西山富三郎
- 4 監査対象部署 企画課・各地域自主組織
- 5 監査に立ち会った職員、団体の職・氏名
企画課 課長 井上 龍
主幹 柏尾正樹 金田啓介
地域自主組織 (現地確認)
大山地区 自主組織会長・役員 集落支援員 森安小百合
中山地区 自主組織会長・役員 集落支援員 杉谷伸一
- 6 監査場所
大山町御来屋 328 番地 大山町議会委員会室
大山町今在家 611 大山地区自主組織活動拠点 (大山公民館大山分館)
大山町東積 312-1 上中山地区自主組織活動拠点 (旧上中山保育所)

第 2. 監査実施内容

1 監査実施項目

- (1) 大山町が財政的援助を与えているものの出納、その他の事務の執行

のうち、財政的援助に係るもの及び公金支出（受領）に係るものについてとし、その中で、地域自主組織の育成及び支援に係る事業について

(2) 上記事業に係る関連事業のうち、集落支援員活用事業について

2 対象事業

(1) 地域自主組織育成支援事業

(2) 集落支援員活用事業

3 監査実施方法

(1) 地域自主組織全てについて、担当課より関係書類を徴し、書類による監査を行った。あわせて担当課より事業の目的及び事業概要について聞き取りをおこなった。なお、担当課より徴した書類は、以下のとおりである。

①平成29年度の交付決定通知書、補助団体等から提出された実績報告書、額の確定通知書の写し

②関係帳簿・領収書等の写し

③平成30年度交付決定通知書の写し ※すでに行っている場合のみ

④根拠法令となる補助金等交付要綱の写し

(2) 町内7箇所において活動がなされている地域自主組織のなかから無作為に2地区を選定し現地調査をおこなうこととし、現地にて活動の実態について聞き取りをおこなった。

第3. 監査結果

この度の監査は、結果的に、これまで監査対象とされなかった地域活性化の中核的事业である、地域自主組織の育成及び支援に係る事業について、本来の事業目的と、現実に事業実施している7の地域自主組織の活動目的や補助金の支出内容が合致しているかどうかを確認することができた。

監査結果として次の点が挙げられる。

1 徴した書類より確認した、当該地域自主組織それぞれの地区の範囲、活動目的、主な実施事業、及び活動拠点については別表1のとおりであり、収入支出の概要及び交付金の確定額については、別表2のとおりである。

2 担当課からの聴取による監査並びに現地調査において、各自主組織において、その主体性により地域住民の要望に沿った事業展開がなされ、住民福祉の増進に寄与しており、当事業の目的から逸脱するものはないと確認できた。

- 3 書類による監査において、不適切な収入及び支出は認められなかった。
- 4 書類による監査並びに現地調査において、各自主組織への集落支援員配置については適当であり、各自主組織の活動支援に寄与するものと認められた。
- 5 書類による監査並びに現地調査において、各自主組織の設立の経緯、事務職員の配置状況、並びに実施事業については多種多様であり、地域間での共通性のない点が見受けられた。
- 6 拠点施設によっては、老朽化による修繕の必要性が生じている。
- 7 補助金に頼らず、自主財源を模索する自主組織も存在し、行政の行う事業の受託を得ていることが確認できた。
- 8 対象 10 地区の内、組織化できていない地区が 3 地区ある。なお、当該 3 地区については、監査実施時点の想定においては、平成 31 年度に設立の見込みである。

【監査意見】

各自主組織は役員を中心とし、地域を自らの力で守り発展させるために日々尽力され、その姿には深く敬意を表す。また、各地域ごとの特色や具体的実施事業に差異も見られたが、いずれも地域自主組織の設立・普及促進事業実施要領第 1 条の目的に沿ったものであった。総じて、住民と行政の協働の地域づくりに資するものであり、住民福祉増進のための事業であると認められるものであった。

しかしながら、この事業が今後どのように持続し、かつ発展し、いまよりさらに各地域における「新たな公共の担い手」としての一翼をなすのかについては、ここには当然ながら行政としての責務が存在すると考える。

仮に主体性という名の下において各自主組織を放任し、各地域自主組織の自助努力のみに各地域の住民福祉の向上を担わせるのであれば、今はまだ地域自主組織に関わっていない住民や、或いはその目的などについての該当地区住民の理解度の温度差なども併せ、将来的には地域間格差につながりかねないと危惧する。

このような観点で、次の 3 点について意見を述べることとする。

1 バランスは非常に難しいものながらも、「地域自主組織関係各所の主体性を尊重し、行政主導でない形を継続すること」かつ「当事業の目指すところを明確に指し示し続けること」が行政として必要である。

2 拠点となっている施設の修繕に係る費用負担（行政が負担/自主組織が負担）があいまいである。行政としては各施設に対する個別管理計画を策定されるものと認識しているが、現実問題として老朽化している施設を拠点として利用に供している。このまま利用に供し続けるのか、あるいは代替施設を供する策を講じるのか、他策を練るものか、当該地域自主組織と協議され方向性を示されたい。

3 補助金に頼らず、自主財源を模索する自主組織に対しては、今後も行政として委託可能な事業を精査し、当該自主組織と協議されたい。

まとめ

監査意見でも述べたところであるが、地域を自らの力で守り発展させるために日々尽力される各自主組織の役員の方、その姿に深く敬意を表す。

地域自主組織の設立当初の混乱から十分に抜けきれず、設立及び活動の趣旨が地域全体に十分に浸透しているとは言い難い状況もあるとみうけられたが、このことについては地域自主組織の役員及び行政も、この課題を十分に認識しており、あわせて、解決に向けての取り組みも確認できたところであり、なお継続して取り組まれることを望むものである。

また、人口減少時代に対応するために、余力のある今のうちから対応するというのであれば、まさしくこの地域自主組織の理念も併せて持つ、後継者づくりも大切である。現在は、「地域を存続させる」ことで補助金も出すことができ、活動できるひとがいるが、いずれ支えきれなくなる時がきたときのことの想定も必要である。

本事業については、大変重要なものであると改めて認識するに至ったところであるが、それゆえに、地域における公益性と地域住民にとっての機会の平等性の担保が重要であり、その活動は、利用者とサービス提供者の一部の人たちだけのものとならず、地域全体へ波及し、発展することを望むものである。

別表1

■地域自主組織の設立・普及促進モデル事業移行地区指定申請書

	ふれあいの郷 かあら山 平成25年4月3日	やらいや逢坂 平成26年3月9日	きばらいや上中山 平成26年9月21日	かくわの郷庄内 平成26年12月1日	支え合いのまち御来屋 平成26年12月1日	まちづくり大山 平成27年4月20日	楽しもなかやま 平成28年4月17日
①地区の範囲	平田 上万 稲光 妻木 荘田 長田 富岡 安原 保田 あずみの郷	退休寺 高橋 殿河内 上市 住吉 さざんか台団地 中池谷 塩津 中尾 下市駅前 岡 下市 松河原 長野 庄田 大中尾 林之峯 二本松 香取	羽田井 東積 樋口 八重 石井垣 報国 萩原	富長東 富長西 富長中 古御堂 文珠領 古原 茶畑 東高田 上高田 西高田 押平1区 押平2区 押平3区 押平 中村 塚根 大塚 大雀 南高田 上福	御来屋東区 御来屋1区 御来屋2区 御来屋3区 御来屋4区 御来屋5区 御来屋6区 御来屋7区 御来屋8区 御来屋9区 御来屋10区 御来屋11区 御来屋南区 みどり区 のぞみ区	大山 種原 鉦戸 今在家 佐摩 宮内 平 坊領 蔵岡 前 畑 香取上 香取下 別所 原 下楨原 大谷 赤松 中楨原 明間 あけまの森 今在家住宅 一の谷	潮音寺 栄田 内蔵 中山口 阿弥陀山 金屋 下田中1区 下田中2区 中林 浜之上団地 植松 北御崎 南御崎 下甲 赤坂 ナスパルタウン
②活動目的	高麗地区の子供から大人までの幅広い参加により支え合いの地域づくりを進めるとともに、人材、自然、食、歴史、文化などの地域の資源を活用した地区内外での交流を活性化させることにより、住んでいて「楽しい」と思える高麗地区、「安全」「安心」な高麗地区づくりを目的とする。	本会は、逢坂地区の子供から大人までの幅広い参加により支え合いの地域づくりを進めるとともに、人材、自然、食、歴史、文化などの地域の資源を活用した地区内外での交流を活性化させることにより、住んでいて「楽しい」と思える、また、「安全」「安心」な逢坂地区づくりを目的とする。	本会は、上中山地区の子供から大人までの幅広い参加により地域の活性化と支え合いを進めるとともに、人材、自然、食、歴史、文化、産業などの地域の資源を活用した地区内外での交流を活性化させることにより、住んでいて「楽しい」と思える活力ある「安心」「安全」な上中山地区づくりを目的とする。	本会は、「集い つながる 我がまち 庄内」のスローガンのもと、秀峰大山と日本海から学び、勇気あふれる、強い絆のまちづくりを目指すことを目的とする。	本会は、「みんなでやいや～支え合いのまち御来屋～」のスローガンのもと、誰もが住みたい温かく彩りいっぱい安心安全なまちづくりを目指すことを目的とする。	本会は、「助け合い・支え合いのまちづくり」のスローガンのもと、自然、歴史、文化、人材、食、集落活動などの地域資源を活用し、多くの方の交流を促し活性化させるとともに、様々な世代及び集落の参加によって助け合い・支え合いの地域づくりを進めることにより、住んでいて「楽しく」、「暮らしやすい」地域づくりを目的とする。	本会は、「わくわく楽しくしよう!」のスローガンのもと、楽しく健康で生きがいを持ち、ひとりひとりが大切にされる集落と地域づくりを目指します。
③主な実施(予定)事業	・交流サロン事業(毎日の交流の場) ・健康づくり事業(毎週金曜日の健康体操・敬老会、検診受診率向上の取り組み) ・子供の居場所、学びの場事業 ・交流を促すイベント事業 ・歴史、文化発掘発信事業 ・自主防災連絡協議会事業	・地域の住民さんが気楽に立ち寄れる交流の場(集まり屋) ・高齢者向けの健康づくり(若がえらい屋) ・放課後に子供が立ち寄り学習できる場所(育てらい屋) ・コミュニティービジネスの展開(稼がい屋) ・都市住民に逢坂地区の魅力を知っていただきます(暮らし屋) ・文化芸術活動を推進します(彩らい屋) ・環境にやさしい取組を推進します(ecoらい屋) の事業を委員や住民と協議しつつ、展開していきます。	・交流の場、 ・子供たちの学習の場、 ・地域の交流を促すイベントの実施、 の事業を委員や遊民と協議しつつ、展開していきます。	・隣の顔が見える地域づくりを図るための事業 ・世代間、集落間、地区内外との交流を図るための事業 ・庄内地区の各種団体及び各集落の自主的な取り組みの促進や連携を図るための事業 を委員や住民と協議しつつ、展開していきます。	・住んでみたい、住み続けたいまちづくりのための事業 ・御来屋の人が安全安心に暮らすための事業 ・世代間、集落間、地区内外との交流を図るための事業 を委員や住民と協議しつつ、展開していきます。	・支え合いの地域づくりに資する事業 ・世代間、集落間、地区内外の「交流」と次世代の人材育成に資する事業 ・世代間、集落間、地区内外との交流を図るための事業 ・大山地区の各種団体及び集落の自主的な取り組みの促進や連携に資する事業 ・大山地区内の受託可能な業務及び公共施設管理等の事業	・住んでみたい、住み続けたいと想うまちづくり事業 ・下中山の人が安心安全に暮らすための事業 ・世代間、集落間、地区内外との交流を図るための事業 ・その他、上記活動目的を達成するために必要な事業
④地区内の集落の理解	平成24年12月2日の設立総会にて、規約およびまちづくり計画が高麗地区全区長と高麗地区まちづくり委員に承認される。区長は、ふれあいの郷かあら山の委員とし、評議会に属する。	平成26年3月9日の設立総会にて、規約およびまちづくり計画が逢坂地区全区長に承認される。区長は、やらいや逢坂の委員とし、評議会に属する。	平成26年9月21日の設立総会にて、規約およびまちづくり計画が上中山地区全区長に承認される。区長は、評議会に属する。	平成26年11月16日の設立総会にて、規約およびまちづくり計画が庄内地区区長に承認される。区長は、評議会に属する。	平成26年11月17日の設立総会にて、規約およびまちづくり計画が御来屋地区区長に承認される。区長は、評議会に属する。	平成27年4月18日の設立総会にて、規約及びまちづくり計画等が大山地区区長に承認される。区長は、総会に出席する。	平成28年4月17日の設立総会にて、規約及びまちづくり計画等が下中山区長に承認される。区長は、評議会に出席する。
⑤組織等規約	策定済	策定済	策定済	策定済	策定済	策定済(別紙)	策定済(別紙)
⑥目標・計画	まちづくり計画書策定済	まちづくり計画書策定済	まちづくり計画書策定済	まちづくり計画書策定済	まちづくり計画書策定済	まちづくり計画書策定済	まちづくり計画書策定済
⑦事務局体制	設置済	設置済	設置済	設置済	設置済	設置済	設置済
⑧活動拠点	ふれあいの郷 かあら山(旧高麗保育所) 住所: 大山町妻木582番地1	まぶや(旧馬淵邸) 住所: 大山町上市29番地	学びの里 甲川(旧上中山保育所) 住所: 大山町東積312-1番地	旧庄内小学校 住所: 大山町古御堂177番地	御来屋瀧村センター 住所: 大山町御来屋1020番地	大山農村環境改善センター 住所: 大山町今在家811番地	ふるさとフォーラムなかやま友好館 住所: 大山町赤坂764番地

別表2

■大山町地域自主組織活動支援交付金実績報告

申請年月日	ふれあいの郷 かあらし山 平成25年4月3日	やらいや逢坂 平成26年3月9日	きばらいや上中山 平成26年9月21日	かくわの郷庄内 平成26年12月1日	支え合いのまち御来屋 平成26年12月1日	まちづくり大山 平成27年4月20日	楽しもなかやま 平成28年4月17日
役員 (地域自主組織の設立・普及促進モデル事業移行地区指定申請書より)	会長 1名 副会長 2名 事務局長 1名 部会長 4名 副部会長 4名 監事 1名	会長 1名 副会長 1名 きめひき屋長 1名 やらい屋長 1名 やらい屋次長 1名 監事 2名	会長 1名 副会長 1名 部長 2名 監事 2名	会長 1名 副会長 若干名 事務局長 1名 会計 1名 部会長 相応名 副部会長 相応名 監事 2名以上	会長 1名 副会長 若干名 事務局長 1名 事務局長補佐 1名 会計 1名 部会長 相応名 副部会長 相応名 監事 2名以上	会長 1名 副会長 2名 事務局長 1名 部長 2名 副部長 2名 監事 2名	会長 1名 副会長 若干名 事務局長 1名 会計 1名 部会長 相応名 副部会長 相応名 監事 2名以上
収入の部 【単位:千円】	町交付金 2,660 助成金 2,245 県・敬老会 売り上げ 3,994 サロン 参加費 172 事業参加費 前年度繰越 341 その他 63 ごみ袋等 合計 9,475	町補助金 2,745 センター補助金 25 自己資金 726 合計 3,496	交付金 2,394 合計 2,394	町交付金 2,492 県補助金 1,346 合計 3,838	町補助金 3,000 繰越金 336 雑入 116 町補填金 389 光熱水費 合計 3,841	交付金 3,000 補助金 300 事業収入 548 32 自己資金 5 合計 3,885	交付金 1,500 自己資金 3 合計 1,503
支出の部 【単位:千円】	運営費 2,034 活動費 7,441 合計 9,475	きめひき屋 2,061 やらい屋 1,435 合計 3,496	運営費 1,773 活動費 621 合計 2,394	運営費 1,713 活動費 779 事業費 1,346 芝生化 合計 3,838	運営費 641 活動費 1,720 合計 2,361	運営費 1,723 活動費 2,162 合計 3,885	運営費 1,503 活動費 合計 1,503
支援交付金の額の確定 【単位:千円】	補助金決定 2,014 補助金確定 2,014	補助金決定 2,745 交付金額 2,745	補助金決定 2,400 補助金確定 2,394 補助金返還 6	補助金決定 2,551 補助金確定 2,492 補助金返還 59	補助金決定 3,000 補助金確定 2,361 補助金返還 639	補助金決定 3,000 補助金確定 3,000	補助金決定 1,500 補助金確定 1,500
地域づくり活動	・交流サロン事業 ・健康づくり事業 ・子供の居場所、学びの場事業 ・交流を図るイベント事業 ・歴史、文化発掘発信事業 ・次世代育成事業	■集まらい屋(地域の住民さんが気軽に立ち寄れる交流の場) ・まぶカフェ ・そばプロジェクト ・逢19プロジェクト ・まぶなび学級 ■若がえらい屋(高齢者向けの健康づくり) ・ウォーキング ・健康教室 ・敬老会事業(新規) ■育てらい屋(放課後に子供が立ち寄り学習できる場所/子供たちの遊び場作り) ・きち基地 ・アートスタート ■稼がい屋(コミュニティビジネスの展開) ・一日店長 ・なかやま温泉朝市 ■暮らさい屋(都市住民に逢坂地区の魅力を知っていただきます) ■彩らい屋(文化芸術活動を支援します) ・常設展示 ■ecoらい屋(環境にやさしい取組を推進します)	■地域の住民の皆様が気軽に立ち寄れる交流の場 ・地域住民の皆様が立ち寄り談笑できる交流サロンを開設した ・子育て中の親子さんにも開放し親同士の交流のや子供と交流サロン利用者との交流なども行った ・地元集落や同好会、まちづくり活動団体などの懇親会や交流会の場としても提供した ■子供や大人が立ち寄り学習できる場所 ・お話し会や出前お話し会を通じて本と親しみ、その楽しさを伝え、読書を推進した ・地域の子供から大人まで読書や、物作り体験活動ができる学びの場を提供した ・世代間の交流を通じて、地域への愛着を深めていけるよう甲川まつりを開催した ・子育てに励む家族の皆様への憩いの場としての環境整備に努めた	【総務部】 ・サロン ・講習会 ・野菜作り 【イベント事業部】 ・ふれあい健康まつり ・防災訓練 ・壮年会 【環境事業部】 ・海岸一斉清掃 ・グラウンド清掃 ・ふれあいクリーンウォーク 【交流部】 ・イベント送迎 ・着ぐるみ活動	・空き家対策 ・若者の取り込み ・御来屋サロン ・御来屋体験 ・サンセットウォーク ・防災訓練 ・区長との連携 ・マスコットキャラクター活用 ・タ日スポット ・広報誌発行	・広報誌の発行 ・桜まつり ・フリーマーケット ・自然災害対策訓練 ・孝霊山BOOK作成 ・孝霊山登山道整備 ・大山古道整備 ・高齢者対策 ・交流 ・人材育成	【組織運営】 ・広報誌発行 【施設管理】 ・友好館管理 【視察研修】 【地域コミュニティ事業】 ・集落連携事業 ・防災事業 【地域デザイン事業】 ・環境美化事業 【交流事業】 ・下中山地区運動会 ・楽しもなかやままつり ・落語会 ・サンデービールテント 【収益事業】 ・コミュニティ食堂タノシー運営
<p>■地域自主組織の設立・普及促進事業実施要領 (目的) 第1条 この要領は、住民主体で地域づくりを進める自主的な組織を設立し、集落という範囲を超えて広域での地域づくりに取り組む意欲のある地区への支援や地区間の連携を図る事業等の実施に関する事項を定め、その推進を図ることにより、住民と行政の協働の地域づくりを促進することを目的とする。 (事業内容) 第2条 前条の目的を達成するため、以下の事業を実施する。 (1)事業実施の対象地区の指定 (2)地域自主組織の設立及び事業実施のための支援 (3)協働の地域づくりの在り方の検討</p>							